

2020年4月7日

お取引先各位

SMFL レンタル株式会社

## 政府緊急事態宣言発令に伴う弊社業務対応について

本日4月7日、首相より新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発令され、5月6日まで、東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の各都府県が対象地域として指定されました。これに伴い、弊社各拠点においても通常業務に支障をきたす可能性がございます。お取引先各位におかれましては、大変ご不便をおかけすることになりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 弊社からのレンタル等について

お見積、ご注文、出荷等各種業務について、ご連絡、ご対応が遅れる可能性がございます。業務毎の具体的なご対応については、弊社担当者よりメール、携帯電話にてご連絡させていただきます。

### 2. 弊社からの代金等お支払について

通常通り業務を実施し、支払期日にお支払致します。

上記以外のことに関するご質問等は、下記弊社 web サイトからのお問い合わせをご利用頂くか、弊社営業担当のメールまで直接お問い合わせ願います。

<http://www.smfl-r.co.jp/inquiry/>

今後も政府発表並びに社会状況の変化に応じて、ご対応は随時更新して参ります。

以上